

特殊工事等における配置技術者の追加配置の取扱い

県が発注する工事については、共同企業体により施工する場合を除き、原則として、監理技術者又は主任技術者1名のみを配置技術者として、配置を認めているところです。

しかしながら、特殊工事等(入札参加要件として、配置技術者に係る同種工事の施工経験を求める工事に限る。)において、技術者を育成するため、配置技術者を追加配置する場合の取扱いについて、下記のとおり定めました。

記

1. 「同種工事の施工経験を有する配置技術者」が現場代理人を兼ねている場合、主任技術者を1名に限り追加配置できるものとする。
ただし、次の条件を満たしている場合に限る。
 - (1) 予定価格が4千万円以上の特殊工事等(入札参加要件として、配置技術者に係る同種工事の施工経験を求める工事に限る。)であること。
 - (2) 工事の着手から引渡しまでの間、当該工事に専任配置すること。(途中交代等があれば、施工経験とみなさない。)
 - (3) 当該工事に配置された時点で、公告等で求めている配置技術者の要件(施工経験を除く。)を全て満たしていること。
2. 当該工事の目的物引渡後、上記1により追加配置された技術者は、主任技術者として当該工事と同種工事の施工経験があるものとする。
3. 適用期日
この取扱いは、原則として、平成21年10月1日以降契約を締結する工事から適用する。
ただし、9月30日以前に契約を締結した工事についても、現場施工の着手前に請負者から配置技術者の追加配置に係る申し出があった場合は、上記1の条件を満たしていれば追加配置を認めるものとする。